

「九州管区警察学校(R5)体育館・道場機械設備工事」配布資料の差し替えについて

配布資料【20-入札公告.pdf】を以下の通り変更する。

変更箇所

変更後	変更前
入札公告(建設工事)p3 (4) 平成20年度以降に、元請けとして完成し、引き渡しが完了した工事で、次に掲げる(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績(民間の施工実績を含む)を有すること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。) 共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が同種工事の実績を有していればよい。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。 (ア)・階数 地上2階建以上 ・規模 延べ面積 2,000㎡以上(増築にあつては増築部分の面積) ・工事種目 空調調設備(システム一式)。ただし、ルームエアコンディショナーJIS C9612を除く。 ・工事内容 新設工事、増設工事(増設にあつては増設部分)又は改設工事(空調調設備(システム一式)を含む暖冷房衛生設備工事) 上記実績は、同一建物の工事であること。ただし、複数の棟に分かれていても、工事種目の設備システムが一体であれば、それら複数の棟を合わせたものを同一建物とみなす。また、システム一式とは機器、機材及び配管又はダクトで構成し、試験及び調整を含んだ工事とする。 但し、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局(港湾空港関連を除く)又は北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関連及び農林水産関連を除く)の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事^(※)に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が6.5点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないもの(工事成績評定の対象となっていない工事は除く。)は実績として認めない。 ※ 工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙4に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事(以下同じ。)	入札公告(建設工事)p3 (4) 平成20年度以降に、元請けとして完成し、引き渡しが完了した工事で、次に掲げる(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績(民間の施工実績を含む)を有すること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。) 共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が同種工事の実績を有していればよい。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。 (ア)・階数 地上2階建以上 ・規模 延べ面積 2,000㎡以上(増築にあつては増築部分の面積) ・工事種目 空調調設備(システム一式)。ただし、ルームエアコンディショナーJIS C9612を除く。 ・工事内容 新設工事、増設工事(増設にあつては増設部分)又は改設工事(空調調設備(システム一式)を含む暖冷房衛生設備工事) 上記実績は、同一建物の工事であること。ただし、複数の棟に分かれていても、工事種目の設備システムが一体であれば、それら複数の棟を合わせたものを同一建物とみなす。また、システム一式とは機器、機材及び配管又はダクトで構成し、試験及び調整を含んだ工事とする。 但し、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関連及び農林水産関連を除く)の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事^(※)に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が6.5点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないもの(工事成績評定の対象となっていない工事は除く。)は実績として認めない。 ※ 工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙4に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事(以下同じ。)

変更箇所

変更後	変更前
入札公告(建設工事)p3-4 (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。 また、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。 本工事の契約締結後、設計図書に記載されていない不可視部分の施工内容等を設計変更する必要がある場合において、変更後の請負金額が建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当することとなった際には、配置予定技術者が本工事に専任しなければならないこととなるので留意すること。 ① 1級管工事施工管理技士若しくは、技術士(機械部門(選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。))、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係わるものとする者に限る。))に合格した者。))、「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)」による改正前の技術士(機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。))、水道部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係わるものとする者に限る。))に合格した者。))又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有するものと認定した者であること。又、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任技術者と重複していないこと。 ② 平成20年度以降に、元請けの技術者として、工事が完成し、引き渡しが完了した工事で、次に掲げる(ア)の要件を満たす同種工事の経験を有する者であること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。) 1人の主任(監理)技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。 共同企業体にあつては、構成員のいずれか1人の主任(監理)技術者が同種工事の経験を有していればよい。ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。 (ア) ・階 数 平屋建以上 ・規 模 延べ面積 1,000㎡以上(増築にあつては増築部分の面積) ・工事種目 空気調和設備(システム一式) ただし、ルームエアコンディショナーJISC9612を除く。 ・工事内容 新設工事、増設工事(増設にあつては増設部分) 又は改設工事(空気調和設備(システム一式)を含む暖冷房衛生設備工事) 上記実績は、同一建物の工事であること。ただし、複数の棟に分かれていても、工事種目の設備システムが一体であれば、それら複数の棟を合わせたものを同一建物とみなす。また、システム一式とは機器、機材及び配管又はダクトで構成し、試験及び調整を含んだ工事とする。 但し、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局(港湾空港関連を除く)又は北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関連及び農林水産関連を除く)の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が6.5点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないもの(工事成績評定の対象となっていない工事は除く。)は実績として認めない(工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは営繕部技術・評価課に申請すれば再発行が可能である。ただし、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。))。 さらに、当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。 入札公告(建設工事)p4 (7) 九州地方整備局(港湾空港関連を除く)における暖冷房衛生設備工事のうち、直近4ヶ年度(平成30年度～令和3年度)に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が6.5点以上であること。	入札公告(建設工事)p3-4 (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。 また、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。 本工事の契約締結後、設計図書に記載されていない不可視部分の施工内容等を設計変更する必要がある場合において、変更後の請負金額が建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当することとなった際には、配置予定技術者が本工事に専任しなければならないこととなるので留意すること。 ① 1級管工事施工管理技士若しくは、技術士(機械部門(選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。))、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係わるものとする者に限る。))に合格した者。))、「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)」による改正前の技術士(機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。))、水道部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係わるものとする者に限る。))に合格した者。))又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有するものと認定した者であること。又、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任技術者と重複していないこと。 ② 平成20年度以降に、元請けの技術者として、工事が完成し、引き渡しが完了した工事で、次に掲げる(ア)の要件を満たす同種工事の経験を有する者であること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。) 1人の主任(監理)技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。 共同企業体にあつては、構成員のいずれか1人の主任(監理)技術者が同種工事の経験を有していればよい。ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。 (ア) ・階 数 平屋建以上 ・規 模 延べ面積 1,000㎡以上(増築にあつては増築部分の面積) ・工事種目 空気調和設備(システム一式) ただし、ルームエアコンディショナーJISC9612を除く。 ・工事内容 新設工事、増設工事(増設にあつては増設部分) 又は改設工事(空気調和設備(システム一式)を含む暖冷房衛生設備工事) 上記実績は、同一建物の工事であること。ただし、複数の棟に分かれていても、工事種目の設備システムが一体であれば、それら複数の棟を合わせたものを同一建物とみなす。また、システム一式とは機器、機材及び配管又はダクトで構成し、試験及び調整を含んだ工事とする。 但し、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関連及び農林水産関連を除く)の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が6.5点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないもの(工事成績評定の対象となっていない工事は除く。)は実績として認めない(工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは営繕部技術・評価課に申請すれば再発行が可能である。ただし、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。))。 さらに、当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。 入札公告(建設工事)p4 (7) 九州地方整備局(港湾空港部及び港湾・空港関係事務所を除く)における暖冷房衛生設備工事のうち、直近4ヶ年度(平成30年度～令和3年度)に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が6.5点以上であること。